

令和7年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業  
概要レポート(第6回)：不公正な取引慣行（UTP）に関する指令の見直し、  
農産物共通市場組織（CMO）規則の改正の動向



Eurovision & Associates

2025年11月

## 目次

1	はじめに.....	1
2	UTP 指令 (EU) 2019/663 の改正動向.....	1
2.1	既存の UTP 指令 .....	1
2.2	現在の UTP 指令の課題 .....	2
2.3	UTP 指令の改正案 .....	2
3	CMO 規則の改正動向.....	3
3.1	現行の CMO 規則(EU)1308/2013 の概要 .....	3
3.2	CMO 規則の改正動向.....	4
4	結びに代えて.....	5

## 1 はじめに

2023年以降実施されているEU農家による立場改善を求めたデモ活動は、EUの政策に大きな影響をもたらしている。2025年2月、欧州委員会のフォンデアライエン委員長は任期2期目において、農家の待遇改善を主要政策分野として掲げ、「農業と食のビジョン」を発表した。この取組における優先分野としては、農家による公正な生活水準の確保、魅力的な産業の構築などである。具体的には、不公正な取引慣行に関する規制（以下、UTP指令）と共通市場組織規則（以下、CMO規則）の改正を主な取組としている。本レポートは、これら二つの規制改正を巡る最近の動向をとりまとめた。

## 2 UTP指令（EU）2019/663の改正動向

### 2.1 既存のUTP指令

不公正な取引慣行(UTP)は、特に、食品サプライで顕著にみられる。これは、サプライヤー(売り手)側の農家及び農業協同組合が、バイヤー（買い手）に対して十分な交渉力を保持していないことが原因である<sup>1</sup>。こうしたUTPへの対処は、2019年に発令されたUTP指令（EU）2019/633で行われており、2021年5月1日までに、EU各加盟国レベルでの法律に落とし込まれている。現行のUTP指令の概要（バイヤーの禁止行為）は以下のとおり<sup>2</sup>。

UTP指令で禁止されているバイヤーの行為	
<b>1. 料金支払いを遅延</b>	
a) 傷みやすい産物・食品の場合：サプライヤーと合意した納入期間最終日から30日超もしくは、支払い金額が合意された日から30日超のどちらか遅い方	
b) 上記以外の農産物・食品の場合：サプライヤーと合意した納入期間最終日から60日超もしくは、支払い金額が合意された日から60日超のどちらか遅い方	
<b>2. 傷みやすい農産物・食品に関し、出荷直前で注文をキャンセル</b>	
30日以内の注文キャンセルは、出荷直前での注文キャンセルとみなされ、違法となる。	
<b>3. 供給に関する合意の条件を一方的に変更</b>	
輸送条件、支払い条件や支払い金額、製品の品質などをバイヤーが一方的に変更することができない。	
<b>4. 農産物・食品の販売に関係ない費用の支払いをサプライヤーに要求</b>	
<b>5. サプライヤーの責によらない農産物・食品の劣化やロスを支払いをサプライヤーに要求</b>	
<b>6. 書面での供給に関する合意を拒否</b>	
サプライヤーが製造者団体や製造者グループに属する場合にも適用される。	
<b>7. サプライヤーの秘密技術を不正に入手・利用・開示</b>	
企業秘密の技術などの非開示を規定した指令（EU）2016/943が適用される。	
<b>8. サプライヤーに対する商業的報復行為を実施又は実施すると脅迫</b>	
サプライヤーが契約上のもしくは法的な権利を行使し、バイヤーに関するクレームを管轄当局に報告した際、バイヤー側によるサプライヤーへの報復行為を禁止	
<b>9. 消費者からのクレーム対応の補填をサプライヤーに要求</b>	
サプライヤーとの間で合意している場合を除き禁止されているバイヤーの行為	

<sup>1</sup> [https://agriculture.ec.europa.eu/common-agricultural-policy/agri-food-supply-chain/unfair-trading-practices\\_en](https://agriculture.ec.europa.eu/common-agricultural-policy/agri-food-supply-chain/unfair-trading-practices_en)

<sup>2</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019L0633>

1. 販売されなかったもしくは廃棄された農産物・食品を返品
2. 農産物・食品の在庫保管、店頭陳列などに対する支払いをサプライヤーに要求
3. バイヤーによるプロモーションの一環で実施された値引きに係る費用の負担をサプライヤーに要求
4. バイヤーによる宣伝行為の負担をサプライヤーに要求
5. バイヤーによる販路開拓の負担をサプライヤーに要求
6. 販売環境の整備を実施する従業員の賃金補填をサプライヤーに要求

### 加盟国によるサプライヤー保護の実施

EU 加盟国は、管轄当局を設置し、サプライヤーが UTP の被害を受けた際に、申し立てを受けた後、適切な保護措置を実施する義務を背負っている。管轄当局に付与されている権限は以下のとおり。

- 調査の開始と実施
- バイヤー及びサプライヤーに対する情報開示請求
- 抜き打ち検査の実施
- 禁止行為の停止命令
- 違反行為を行った事業者に対し、罰金その他の制裁及び暫定措置を課す、またはその手続の開始
- 管轄当局による決定内容の公表

## 2.2 現在の UTP 指令の課題

2022 年 12 月までに、全 EU 加盟国は、UTP 指令の国内規則への適用が完了したが、加盟国間の UTP 指令の実施にあたり、以下の課題が欧州委員会の調査で明らかになった<sup>3</sup>。

### UTP 指令の実施における課題

- 機密情報の交換
- 言語の統一
- 他の加盟国で設定された UTP の国内規則の適用
- 罰金の回収
- 複数の加盟国で調達を行うバイヤーへの対応

## 2.3 UTP 指令の改正案

2024 年 12 月、欧州委員会は本指令に関する改正を提案した。上述の課題への対応を目的とした UTP の改正の提案内容は以下の通り<sup>4</sup>。

### 欧州委員会が提案した UTP 指令の改正案

#### EU 加盟国管轄当局間の協力強化

##### 情報の要求

60 日以内に要求された情報の開示。要求が可能な情報は、UTP が発生したか、または発生しているかの判断に必要なものに限る。

##### UTP 違反に対する措置の要求

<sup>3</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52024DC0176>

<sup>4</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52024DC0176>

調査の開始及び実施、バイヤー及びサプライヤーに対する情報提出の要求、抜き打ち検査の実施。

#### **制裁措置のアシスト**

UTP が実施された EU 加盟国において、バイヤーが十分な資産を所有していない場合、それらの罰則を他の加盟国でも適用される。特定の状況下での加盟国管轄当局間の相互支援の拒否。

#### **使用言語の統一**

異なる加盟国当局間の通知、要請及び連絡に使用する言語は、事前に合意されるものとし、当局間で意見が一致しない場合の規則についても同様に事前に合意される。

#### **管轄当局による協働**

UTP が 3 カ国以上にまたがって実施されている可能性がある場合、対象国は、欧州委員会および他の対象国にアラートを共有、その後、対象となる加盟国が協働して UTP の調査及び UTP の是正措置を実施する。

## **CMO 規則の改正動向**

共通市場組織（CMO）とは、安定した農家の収入や欧州農家による農産物の継続的な供給を目的とした制度であり、2013 年の共通農業政策（CAP）の改革により、特定の農業部門（フルーツ、野菜、ワイン）の市場にセーフティネットを導入するとともに、地域全体に自らのルールが適用される生産者団体の設立対象範囲の拡大、特定の製品に対する販売基準制定の役割が追加され、以降も随時更新されてきた<sup>5</sup>。現在、CMO は、21 団体が EU に存在している<sup>6</sup>。

### **2.4 現行の CMO 規則(EU)1308/2013 の概要**

本規則は、農業市場の安定化と市場危機の拡大防止を目的とし、市場介入手段や例外措置を通じて農業市場のセーフティネットを提供するとともに、市場の透明性を確保して生産者の適切な生産・投資判断を支援するものである。また、生産性や品質向上、需要喚起、特定部門への支援を通じて市場変化への適応と競争力向上を図り、生産者団体（組合や垂直部門間組織を含む）を活用しサプライチェーン内の協力も促進する。さらに、製品の品質基準や任意表示の規則、農産物の貿易・競争に関するルールを定めているが、複数回の改正を経ている。同規則の概要は以下のとおり<sup>7</sup>。

<sup>5</sup> <https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/14275921>

<sup>6</sup> <https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/glossary/common-organisation-of-agricultural-markets-cmo.html>

<sup>7</sup> <https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/the-common-organisation-of-agricultural-markets-in-the-eu.html>

## CMO 規則の概要

### 域内市場 (Internal Market) に関する規則 :

**市場介入 :** 公的介入 (EU 機関による購入・保管) や民間在庫支援のルールを定め、価格安定化を図る。

**支援制度 :** 学校給食用果物・野菜・乳製品、オリーブ油・テーブルオリーブ、果物・野菜、ワイン、養蜂、ホップ、ブドウ植樹許可等。

**マーケティング・組合 :** 販売基準の設定、製品特性表示、糖・ワイン・乳製品の個別規則、組合・垂直部門間組織の承認要件。

### 非 EU 加盟国との貿易 (Trade with Non-EU countries) :

輸入・輸出ライセンス、関税、関税割当、セーフガード、輸出補助金の規則。

### 競争法 (Competition Rule) :

農業分野の競争ルール、適用、農家・組合は例外。

農業向け国家援助も規定。

### 一般規則 (General Rule) :

**例外措置 :** 価格変動や市場混乱、疫病、消費者信頼損失等に対する緊急対応 (例 : ロシア輸出禁輸時の乳製品、COVID-19 時の果物・野菜・ワイン、米国ワイン関税、家畜危機時の支援) 。

**農業危機準備金 :** 追加支援が必要な年に資金活用。

## 2.5 CMO 規則の改正動向

2024 年 12 月<sup>8</sup>及び 2025 年 7 月<sup>9</sup>、欧州委員会は CMO 規則の改正を提案した。同改正案の概要は以下のとおり。これらの改正は、以下の三つの目的に沿ったものである。

- ① 取引契約の透明性確保
- ② 交渉力強化による農家の立場向上
- ③ 農家への金銭的インセンティブ付与

この目的設定に至る背景としては、前述の UTP 改正同様、EU 農家が規模の大小を問わずサプライチェーン内で弱い立場に置かれ、他の事業者に対する交渉力が低かったことに加え、近年の地政学的要因、COVID-19、インフレ、投入材価格の高騰といった外的要因への対応を迫られたという事情があった。また、EU 規則で定められた環境要件の履行も求められ、農家の経済状況を立て直す必要性が増してきたことも指摘できる。なお、本提案には、発効から 18 か月の移行期間が設けられている。

## CMO 規則改正案の概要<sup>10</sup>

### 1. 書面形式の契約書の義務化 :

- 特定の状況 (製造者間での取引や小規模・零細製造事業者間での取り行き、その場での支払いなど) を除き農作物の供給は全て書面での契約書を基に実施される。
- 最終価格の算定根拠となる市場価格情報や市場情報を契約書に記載

<sup>8</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_24\\_6321](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_6321)

<sup>9</sup> [https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:be0a56fd-625b-11f0-bf4e-01aa75ed71a1.0001.02/DOC\\_1&format=PDF](https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:be0a56fd-625b-11f0-bf4e-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF)

<sup>10</sup> [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2025/769529/EPRS\\_BRI\(2025\)769529\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2025/769529/EPRS_BRI(2025)769529_EN.pdf)

- 契約書に契約書の見直し条項の追加
- EU 加盟国による調停メカニズムの設置
- EU 加盟国での契約書の登録

## 2. 生産者団体

- 有機農家による生産者団体の設置の明記。また、これらの生産者団体は、複数の産業部門からの参加が許可されている。
- 認可を受けていない生産者団体も、認可基準を満たしていれば、認可された生産者団体と同等の扱いを受けることができる。認可された生産者団体連合は、会員農家による生産が同加盟国全体の 33%を超えない場合、同連合生産量が生産計画の作成実施や価格交渉を行うことができる。
- EU 加盟国は、特定の産業部門の生産者団体の活動に対して支払う直接資金を従来よりも最大 6%増加することができる。
- EU は、生産者団体が実施する果物・野菜部門の事業計画に対する財政支援を、生産者の組織化率が 3 年連続で 10%未満の加盟国において、50%から 60%に引き上げる。
- 認可を受けた生産者団体に加入し、自らの施設で投資を行う若手農家および新規参入農家は、特定の奨励措置の対象となる。こうした投資に対する EU の資金援助は 10%増額される可能性がある。

悪天候、自然災害、植物病害、害虫被害が発生した場合、生産者団体および準生産者団体に対する EU の財政支援は、発生した費用の 50%から 70%に増額される可能性がある。

## 3. 自主的措置

- “Fair”、“Equitable”、“Short Supply”という単語は様々な事業者で使用されていることから、透明性の確保、誤用、消費者への誤った情報の提供を避けるために、これらの単語の使用に関して条件を設定。
- 環境、健康な農業製品、アニマルウェルフェアに加えて社会的持続可能性を満たす合意やイニシアティブを実施するにあたり、EU の機能に関する条約（TFEU）第 101 条（EU 競争法）が適用除外となる場合がある。
- 市場が深刻な不均衡状態にある期間中、農家が実施する特定の措置は、TFEU 第 101 条の適用を免除される場合がある。本提案は、これらの措置に対する財政支援を提供するため、農業準備金の活用する可能性を提起している。

## 3 結びに代えて

CMO 規則の改正に関して、多くの農業事業者団体は肯定的な見解を示している。一方、一部団体は、生産過剰の防止や競争法の緩和が大規模事業者にも有利に働き、小規模農家に焦点を当てた措置が必要であると指摘した。また、食品価格の上昇による消費者への悪影響も懸念された。さらに、生産者団体と協同組合を同一視している点について、両者は異なる役割と利益を有するとして批判もあがった。

一方、UTP 指令の改正に関しては、CMO ほど好意的な見解は少ない。多くの団体が懸念する点は、生産コストを下回る販売価格規制が十分でないことである。他にも、匿名での通報制度導入を求める声が多く挙がった。

これらを踏まえると、EUにおける農家の立場向上に向けた取組は進展しているものの、依然課題が多く、今後も利害関係者、とりわけ農家によるロビー活動次第では追加規制が導入される可能性がある。よって引き続き関連動向を注視していく必要がある。

以上

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。EU輸出支援プラットフォームでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、EU輸出支援プラットフォームおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本レポートに関する問い合わせ先：EU輸出支援プラットフォーム（ブリュッセル事務局）

Email : [euplatform.brussels@eu.mofa.go.jp](mailto:euplatform.brussels@eu.mofa.go.jp)

Eurovision & Associates 作成